

令和7年6月26日

区民部 区民課

戸籍に氏名の振り仮名を記載するための対応について

1 概要

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」が令和5年6月9日に公布、令和7年5月26日に施行された。戸籍の記載事項に追加された氏名の振り仮名に係る本区の対応について報告する。

2 氏名の振り仮名記載の目的

(1) 行政のデジタル化の推進のための基盤整備

データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができる。

(2) 本人確認資料としての利用

正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなる。

(3) 各種規制の潜脱防止

金融機関等で複数の振り仮名を使って別人を装い規制逃れをする行為を防止することができる。

3 対象（令和7年3月31日現在）

本籍地 \ 住所		江東区（外国人を除く）		江東区外	
		人口	502,927 人		
江東区	410,966 人 178,846 戸籍	A	223,677 人	B	187,289 人
江東区外	—	C	279,250 人	D	—

4 氏名の振り仮名の収集方法

市町村（特別区を含む。）が住民票の事務処理のために便宜上保有する振り仮名情報を参考に、施行日（令和7年5月26日）以降、本籍人に対して戸

籍に記載しようとする振り仮名を通知する。本籍人は、通知に記載された氏名の振り仮名が、自らの認識と異なっている場合は、施行日から1年以内に届け出ることができる。1年以内に届出がなかった場合は、市町村長は通知した振り仮名をそのまま戸籍に記載する（市町村長記録）。この場合、1回に限り、家庭裁判所の許可を要せずに変更届の提出ができる。

5 届出の方法

振り仮名の届出方法は、区窓口への届書持参及び郵送並びにマイナポータルを使用したオンラインによる届出の3方法がある。

6 スケジュール概要

令和7年5月26日 改正戸籍法施行、戸籍振り仮名の届出の受付、
戸籍への記録開始
令和7年7月上旬 振り仮名の通知発送（圧着ハガキ）
令和8年5月26日以降 振り仮名の区長（市町村）記録

7 区の実施体制

(1) 振り仮名（案内・届出）専用窓口の開設（委託）

本庁舎2階及び豊洲特別出張所内

令和7年5月26日（月）から令和8年5月25日（月）まで開設

(2) 振り仮名専用問い合わせ電話開設（委託）

令和7年5月12日（月）から令和8年5月25日（月）まで開設

※ 制度等一般的な内容は国のコールセンターに、個別案件は区の振り仮名専用電話に問い合わせる体制。連絡先は、振り仮名通知に記載。

(3) 振り仮名通知の印刷及び発送業務（委託）。21万通発送予定。

(4) 受理、審査及び記録等（区職員）

8 周知方法

区報（5月11日号8面、6月21日号1面）、区ホームページ、区広報掲示板（5月27日から2週間）等